

令和8年度 ネットパトロール事業委託 事業者選定基準

1 目的

ネットパトロール事業委託事業者の評価方法及び選定方法を定める。

2 評価項目及び配点

評価項目及び配点は表のとおりとする。

評価は、表の評価細目ごとに5段階評価を行う。

「優れている」=5点、「やや優れている」=4点、「普通」=3点

「やや劣っている」=2点、「劣っている」=1点、無記入=0点

	評価項目	評価細目	評価点	換算 ウェイト	配点
客観的 評価	1 業務実績	ネットパトロール業務実績年数	5	×2.0	10
		過去の都道府県自治体との契約件数	5	×2.0	10
	2 見積金額	提案上限額以内かつ妥当で無理がなく、適切な価格になっているか	5	×2.0	10
業務執行上 の評価	3 実施方法・ 実施体制	検索、監視の方法は、効果的な方法であるか	5	×3.0	15
		緊急時や学校等の求めに応じた監視・連絡体制が整っているか	5	×2.0	10
		連絡・報告体制が整備されており、かつ、報告内容等が充実しているか	5	×2.0	10
	4 指導力・ 対応力の向上	効果的な指導や啓発を行うための資料作成または資料提供等の協力ができるか	5	×2.0	10
	5 トラブル等 への対応	対応が困難な事案等に対して、サービス提供事業者への働きかけ等、積極的な対応ができるか	5	×2.0	10
学校や教育委員会からの相談や質問に対するサービス体制が整っているか		5	×3.0	15	
合 計			100		

3 業者選定条件

(1) 仕様書に示す項目をすべて満たしていること。

(2) 上記による評価において、各委員の合計点数の和である総合計点数が300点以上(500点中)であること。

4 順位の決定方法

上記3に示す条件を満たす提案者が複数いる場合は、総合計点数が高い順に順位を決定する。

総合計点数が同点の場合は、委員長が順位を決定する。